議会事務局

28年度の部局運営にあたって

大阪府議会の目指すべき方向性については、「大阪府議会基本条例」において、明示されています。

基本理念（大阪府議会基本条例第２条）

議会は、知事とともに二元代表制の一翼を担っており、その機能を最大限に発揮することにより、府民の負託にこたえるとともに、絶えずそのあり方を検証し、改革に努めるものとする。

「基本理念」を実現するため、議会は次の「役割と使命」を担っています。

【役割と使命】

■議会機能の最大限の発揮

【条例の規定】

・適切かつ効果的な議会運営（§６①）

・監視機能の充実（§12①）

・積極的な政策立案及び政策提言（§13）

【役割と使命】

■府民に開かれた議会

【条例の規定】

・透明性及び公正性の確保（§５①）

・府民の意見を聴く機会の設置（§10）

・広報広聴機能の充実（§11）

【役割と使命】

■絶えざる議会改革

【条例の規定】

・議会改革に向けた不断の取組み（前文、§２）

⇒議会事務局の役割は、「基本理念の実現をめざした、役割と使命を全うするための議会活動を支えること」にあり、全力を傾けて議会の取組みをサポートしていきます。

議会事務局の施策概要と28年度の主な取組み

議会事務局は、「議会機能の最大限の発揮」、「府民に開かれた議会」、「絶えざる議会改革」という議会の役割と使命を的確にサポートすることにより、円滑な議会運営の実現に努めるとともに、全国トップレベルの議会改革の推進を目指します。

|  |  |
| --- | --- |
| 議会の役割・使命 | 議会事務局がサポートする主な取組み |
| 議会機能の最大限の発揮 | ■円滑かつ効果的な議会運営  ■会派・議員の政策法務と政務調査活動の充実  議員提出による政策条例に係る法制面での支援  政務調査機能の充実・強化  ■決算審査の効果的活用  ■災害発生時の的確な対応 |
| 府民に開かれた議会 | ■情報発信力の強化  ■より開かれた議会のための環境整備  常任委員会・特別委員会の直接傍聴の実施  ■政務活動費の適正な執行と透明性の確保  社会情勢等を踏まえた制度の継続的な検証・改善 |
| 絶えざる議会改革 | ■全国トップレベルを目指す議会改革  「大阪府議会出前講座」の展開  さらなる議会改革の推進 |